

「消費生活センターからオンライン中継！ トラブル事例から学ぶ 契約の基礎」(ハイブリッド授業)

1 単元の指導目標

- (1) 消費者の権利と責任を自覚して行動できるように、意思決定や契約の基礎を理解することができる。
- (2) 自立した消費者として生活情報を活用し、責任ある消費について問題を見出し、解決策を考え実践し論理的に表現するなど、適切な意思決定に基づいて行動することができる。
- (3) よりよい社会の構築に向けて、様々な人々と協働し課題を解決へ向けて主体的に取り組み、自分や家庭、地域の生活向上を目指して実践しようとする態度を養う。

2 単元の評価規準

| 知識・技能 | 思考・判断・表現 | 主体的に学習に取り組む態度 |
|---|---|--|
| ・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、現状と課題や意思決定について理解しているとともに、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めている。 | ・自立した消費者として、責任ある消費について問題を見出し、解決策を構想・実践し学習した内容を課題改善へ向けて論理的に表現することができる。 | ・よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組み、消費者市民の一員として自分や家庭、地域の生活の充実向上へ向けて実践しようとしている。 |

3 指導計画事例 (7 時間分)

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

| | 学習内容 | 学習活動 / 【】は評価 |
|--------|--|---|
| 1 | ・広告等の見方と消費者の権利と責任 ・不当表示広告調査指示 (冬休み課題) | ・ネット広告等の中に誤認表示等が紛れていることを知り、調査の意義と方法を理解する (*消費生活課職員とオンライン中継)。【知】 |
| 2 | ・販売、支払方法の多様化 | ・三者間契約と、支払方法多様化に伴うトラブルや注意点を学ぶ。【知】 |
| 3 | ・調査を振り返らせる ・契約の基礎と消費者保護 (本時) | ・消費生活相談員からトラブル事例と契約の基礎を考える (*消費生活相談員とオンライン中継)。【知】【思】 |
| 4 | ・社会とのつながりと消費者市民社会 | ・自立した消費者について理解を深める。【知】 |
| 5 6 | ・消費者市民として学校内外へ発信する 取組を企画、準備 | ・これまでの学習から、校内外へ消費生活に関するトラブル防止や啓発方法を構想し、媒体(標語、動画など)をグループで作成する。【思】【主】 |
| 7 | ・発表とまとめ | ・発表から自立した消費者として一連の活動について考察する。【思】 |

4 授業実践（本時の学習内容）

題材名「トラブル事例から学ぶ 契約の基礎」（オンラインハイブリッド授業）

(1) 指導目標

- ・ 契約の基礎をトラブル事例や法制度から理解させる。
- ・ 相談員による講義を通じて、社会保障が身近なものであり消費者としての権利と義務を自覚させる。

(2) 本時の展開（3／7時間）チームティーチング T1：教師／T2：相談員

※評価の観点 【知】知識・技能【思】思考・判断・表現【主】主体的に学習に取り組む態度

| | 時間 | 学習内容 | 学習活動 | 指導上の留意点／○評価 |
|-----|-----|--|--|--|
| 導入 | 5分 | ・ 不当表示広告調査の振り返り | ・ 振り返りから、消費者の権利と責任を自覚する。 | T1：調査の意義から社会貢献に携わることができたと自覚させる。【思】 |
| 展開 | 35分 | 学習課題： 契約の基礎と重要性和、消費者保護の仕組みを地域のつながりから理解する | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の基礎（成立条件、権利と義務） ・ 最新のトラブル事例 ・ 成年年齢引き下げの影響 ・ 消費生活センターの役割と消費者保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約成立とクーリング・オフを正しく知る。 ・ 消費者トラブルが身近なものであることに気付く。 ・ 未成年取消しができないことから契約の重要性の理解を深める。 ・ 消費者保護としての法律や、消費生活センターの役割を知る。 | <ul style="list-style-type: none"> T2:契約の成立と解消（クーリング・オフ等）のルールを理解させる。【知】 T1：消費者トラブルが身近に起きる可能性があることを認識させる。【思】 T2:相談員からのトラブル事例から被害や消費者保護が身近なものとして考えさせる。【知・思】 * 相談員と教員が適宜話ができるように配慮する。 |
| まとめ | 10分 | ・ まとめと振り返り | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本時の振り返り ・ 理解したことをワークシートに記入する。 | <ul style="list-style-type: none"> T1:ポイントを繰り返す ・ 契約の重要性やトラブルにあった時の問い合わせ先を理解できるようにする。 【思】 |

(3) 教材

スライド資料（PowerPoint 資料）、ワークシート

(4) 課題・考察

- ・ 学校の ICT 環境が不十分（ネット切断等が頻回）、生徒の ICT 授業の経験が少ない。
- ・ 相談員の専門性を活かし、授業時数を確保する点においてハイブリッドは有効であった。
- ・ オンラインではあったが生徒は程よい緊張感と新鮮さを持って授業に臨むことができた。
- ・ チャットを活用し生徒自ら講師へ質問でき、回答の共有も速やかに行うことができた。

スライド資料 (PowerPoint 資料)

消費生活センターからオンラインLIVE中継！
トラブル事例から学ぶ
契約の基礎

【本セッション講師】
消費生活センター消費生活センター
生活消費生活相談員
熊田真由美、山下朋子

復習1 「契約」はどれ？ 全て「契約」

①電車に乗る ②美容室で髪を切る
③自動販売機でお茶を買う

復習2 消費者トラブルにあったらどうしようか・・・？
連絡先は・・・？

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188

復習3 情報の量や質・交渉力

消費者 弱い < 企業 強い

契約の解消などが認められる制度
② クーリング・オフ制度 など

★ クーリング・オフ (特定取引法の場合)

契約をしても、頭を冷やす(cooling off)期間を与え、(一定の期間内)であれば(無条件)で契約を解除できる制度

○訪問販売、電話勧誘販売などの(不意打ち)的な勧誘による契約や、継続的契約について定められています

○クーリング・オフは必ず(書面)でクーリング・オフ期間(冷却期間)に、契約解除通知を送付すれば成立

○ハガキに書いて、特定記録郵便または郵便留書で交付。

○契約書面を受け取った日から(※) 日数、または(※) 日数以内であること

クーリング・オフ？

クーリング・オフ できる？ できない

クーリング・オフ(解約)できない場合

店舗、インターネット・通販 など

レシートがあれば返品 できるんじゃないの？

「サービス」の一環

返品については、事業者が決めた「返品特約」に原則従う

★ 注文する時は、ここを必ず確認！

- ・代金はいくらかの？ いつ、どのように払うのか？
- ・送料はかかるのか？
- ・商品はいつ届くのか？ 返品はできるのか？
- ・注文先のサイト名(事業者名)の記載はあるか？
- ・注文先の住所、電話番号(メールアドレス)、責任者名の記載はあるか？
- ・何か特別な条件はないか？(契約期間や回数など)

契約書面

契約書面には必ず記載

事業者の名称

代表者

所在地

電話番号

電子メール

契約解除の方法

契約解除の期限

契約解除の条件

契約解除の費用

契約解除の通知

契約解除の届出

契約解除の届出

フリマサービスのトラブル例

フリマサービスは個人間取引 (購入者、出品者とも消費者) です。解決は当事者間で合うよう求められます。

商品の到着前や商品に納得する前に「評価」すると、代金だけ支払われて、出品者と連絡が取れなくなる場合があります。

トラブルにならないように、利用規約をよく読み、理解したうえで取引を行います。

フリマサービスは個人間取引

フリマサービスは個人間取引 (購入者、出品者とも消費者) です。解決は当事者間で合うよう求められます。

商品の到着前や商品に納得する前に「評価」すると、代金だけ支払われて、出品者と連絡が取れなくなる場合があります。

トラブルにならないように、利用規約をよく読み、理解したうえで取引を行います。

フリマサービスのトラブル例

フリマサービスのトラブル例

フリマサービスのトラブル例

[POINT] 契約の基礎 () に入るのは、ア～ツのうちどれか？

1. 電車に乗ることも (ア) である。
2. 消費者トラブルにあったときの連絡先は (イ) 。
3. クーリング・オフは (ウ) 以内であれば、(エ) で契約解除できる制度。(オ) 的な勧誘による契約等が対象で、契約書面を受け取った日から(カ) 日数、または 20 日以内であること。
4. フリマサービスは (キ) なので、解決は (ク) で、話し合うことになる。

★ [POINT] 契約の基礎 【解答】

1. 電車に乗ることも (ア、契約) である。
2. 消費者トラブルにあったときの連絡先は (イ、188) 。
3. クーリング・オフは (ウ、一定期間) 以内であれば、(エ、無条件) で契約解除できる制度。(オ、不意打ち) 的な勧誘による契約等が対象で、契約書面を受け取った日から(カ、8) 日数、または 20 日以内であること。
4. フリマサービスは (キ、個人間取引) なので、解決は (ク、当事者間) で、話し合うことになる。

2022年 4月～ 「成年年齢引き下げ」

18歳で「成人」

引き下げの理由は様々

「オトナ」としての自覚を高める

経済を回す

選挙権 18歳にあわせる (2016年～)

外国と合わせる 等

「ひとり」で契約できる

親権の対象から外れる (自分で選べる例) 住む場所、進学、就職、結婚など

不安ではないですか？

18歳が、変わる！ 1ーアキツとマモル パント履 出典：各都道府県消費生活センター

年代別件数

| 年代 | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 不明 | 合計 |
|----------|-------|-------|------|------|------|------|-------|------|--------|
| マルチマルチ未読 | 24 | 273 | 31 | 24 | 26 | 23 | 35 | 19 | 455 |
| 構成比 | 5.3% | 60.0% | 6.8% | 5.3% | 5.7% | 5.1% | 7.7% | 4.2% | 100.0% |



19



20

★ 学生マルチとは・・・

1. 友人から誘われる
2. 検印に促されると勧誘を受ける
3. 高額な投資用マニュアルの購入を勧められる
4. 投資をして外でも儲からない＝借金貸さない
5. 紹介料をもらえると、友人を紹介するよう促される

問題点

- ・きっかけが友人・知人なので警戒しない、断りにくい
- ・被害が拡大しやすい
- ・友だち分と失うものが多い
- ・借金(学生ローン)を背負う

21

★ "未成年者の取消"・・・??

未成年 (17歳)

- ・小遣いの範囲を超える額
- ・親の承諾なし
- ・内容などを書きつけていない

未成年者契約の取消し

未成年は、取引の知識、経験、判断力が未熟だから法で保護します

成年 (18歳)

- ・契約金額不問
- ・自分の判断

学生、20歳になりたてでも、未成年契約の取消しはできません

22



23

怖いことばかり・・・??

24

18歳で成年

自分の身を守るには自分

不肖な広告に注意しましょう!!

消費者生活センター

25

消費生活センターに相談しよう!!

- ・専門の相談員が、あなたの立場に立って、丁寧に話を聞きます。
- ・相談員には守秘義務があります。他の誰かに知られることはありません。
- ・消費生活センターには、次々に新しい情報が寄せられています。
- ・相談は無料

または、埼玉県消費生活支援センター
TEL 048-261-0999

優しい相談員が丁寧に対応します。困ったら一人で悩まず、まず相談!!

26

ワークシート

消費生活センターからオンラインLIVE中継!!

2021年度 家庭総合1年

トラブル事例から学ぶ 契約の基礎

クーリング・オフ

契約をしても、頭を冷やす (cooling off) 期間を与え、() であれば () で契約を解除できる制度

○訪問販売、電話勧誘販売などの () 的な勧誘による契約や、
複雑な契約について定められています

○契約書面を受け取った日から () 日間、または () 日間以内であること

クーリング・オフは必ず () で

- ・クーリング・オフ期限内 (消印有効) に、契約解除通知を送付すれば成立
- ・ハガキに書いて、特定記録郵便または簡易書留で送付
- ・証拠としてハガキはコピーして保管

【POINT】

契約の基礎

() に入るのは【語群】ア～ツから選び、【記号と言葉】で記入しよう

- 1、電車に乗ることも () である。
- 2、消費者トラブルにあったときの連絡先は () 。
- 3、クーリング・オフは () 内であれば、() で契約解除できる制度。
- 4、フリマサービスは () なので、解決は () で、話し合うことになる。

フリマサービスは 個人間取引

- ・フリマサービスは 個人間取引 (購入者、出品者とも消費者) です。契約は 当事者間で認めるよう求められます。
- ・商品の到着物や商品に問題生じた際に「評価」すると、代金だけ支払われて、出品者と連絡が取れなくなる可能性があります。
- ・トラブルにならないように、利用規約をよく読み、理解したうえで取引を行います。

注文する時は、3点も必ず確認!

- ・代金はいくらなのか? いつ、どのように払うのか?
- ・送料はかかるのか?
- ・商品について届くのか? 返品はできるのか?
- ・注文先のサイト名 (事業者名) の記載はあるか?
- ・注文先の住所、電話番号 (メールアドレス)、責任者の記載はあるか?
- ・何か特別な条件はないか? (契約期間や回数など)

【語群】

ア、189 イ、188 ウ、業者 エ、契約 オ、8

カ、10 キ、無条件 ク、条件付き ケ、一定期間

コ、民法に基づく表記 コ、個人間取引 シ、業者間取引

ク、簡単な取引 セ、フリマサイトと購入者 ソ、当事者間

タ、フリマサイトと出品者 チ、不意打ち ツ、訪問

"未成年者の取消"・・・??

未成年 (17歳)

- ・小遣いの範囲を超える額
- ・親の承諾なし
- ・未届
- ・成年だと嘘をついていない

未成年者契約の取消し

未成年は、取引の知識、経験、判断力が未熟だから法で保護します

成年 (18歳)

- ・契約金額不問
- ・自分の判断

学生、20歳になりたてでも、未成年契約の取消しはできません

消費生活センターは身近な相談窓口です

消費者ホットライン

TEL 188

近くの消費生活センターにつながる

埼玉県消費生活支援センター

最新のトラブル情報

消費生活センターに相談しよう!!

公式 Twitter @saitama_shoh

MEMO

1年 組 番 氏名: